

審査請求書

令和7年10月23日

内閣総理大臣 殿

審査請求人 寺 田 良 一

(高木基金PFASプロジェクト代表)

上記代理人弁護士 中 下 裕 子

同 弁護士 中 村 晶 子

同 弁護士 西 村 啓 聡

同 弁護士 宇 野 真由美

同 弁護士 成 嶋 悠 子

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所又は居所

別紙1 当事者目録記載のとおり

2 審査請求に係る処分

内閣府食品安全委員会事務局長（以下「処分庁」という。）が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和7年7月22日付府食第529号をもってした行政文書の開示決定（以下「本件開示決定」という。）

3 審査請求人に係る処分があったことを知った年月日

令和7年7月25日

4 審査請求の趣旨

-
- (1) 処分庁は、改めて対象文書の特定を行い、その開示・不開示の決定をせよ。
- (2) 2記載の処分のうち、一部不開示決定部分を取り消し、対象文書の全部を開示すべきである。
- との裁決を求める。

5 審査請求の理由

別紙2「審査請求の理由」の通り

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取り消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消の訴えを提起することができなくなりま

す。)。」

7 添付書類

資料1 食品安全委員会有機フッ素化合物（P F A S）ワーキンググループ
第7回議事録

資料2 第217回国会参議院決算委員会会議録第2号（10頁、11頁の黄色ハイライト部分）

以上

審査請求の理由

第1 審査請求書の趣旨(1)について

1 対象文書の特定の不十分性

(1) 開示請求にかかる対象文書

本件開示請求において審査請求人が「請求する行政文書の名称等」として記載したのは、下記の通りである。

記

【P F A S ワーキンググループ】

1. 別紙2「P F A S ワーキンググループ準備作業への参加者一覧」記載の全24回の「準備作業」に関連して食品安全委員会において作成・取得された、下記1)ないし7)に関する一切の記録（録音データ、文書、メールを含むが、これに限らない）

記

- 1) 準備作業の際、委員に示された資料
- 2) 準備作業の際、委員に示された文献リスト
- 3) 準備作業での打ち合わせや討議などの内容を記録したもの
- 4) 準備作業での討議などをもとに作成された評価書案の原案
- 5) 上記2)の文献リストについて委員のコメントを記録したもの
- 6) 上記5)の評価書案原案について委員のコメントを記録したもの
- 7) その他

2. メール

2023（令和5）年1月1日から2024（令和6）年6月30日までに、P F A S ワーキンググループ座長の姫野誠一郎氏と食品安全委員会事務局との間でやりとりされたメール、並びに姫野誠一郎氏と同委員会事務局を含む複数の者との間でやりとりされたメール

3. 「P F A S ワーキンググループ準備作業への参加者」

- 1) 上記タイトルがつけられた資料（令和7年4月9日 食品安全委員会による）の作成に至る過程で作成・取得・閲覧した一切の記録・資料。
- 2) 上記タイトルがつけられた資料の提供について決裁した記録および決裁に付随して作成・取得した記録

(2) 本件開示決定（府食第529号）による処分庁の応答

しかしながら、このうち本件開示決定により応答があったのは、下記の3種類の文書の一部である。

- A 本件開示請求書別紙2「P F A S ワーキンググループ」準備作業への参加者一覧」に記載されている全24回の日付のうち、①打合せ会（2023.5.26）、②同（2023.6.15）、③同（2023.6.22）、④同（2023.7.27）、⑤同（2023.8.24）、⑥同（2023.9.12）、⑦同（2023.9.28）、⑧同（2023.10.18）、⑨同（2023.10.24）、⑩同（2023.12.4）、⑪同（2023.12.20）、⑫同（2024.4.19）の12回分の資料及び打合せ会開催案内、ならびに旅費確認書〔一部開示〕
- B 本件開示請求書別紙1の2.のメールについては、「行政文書を作成・取得しておらず、保有していないため、不開示とした」と説明中に記載（不存在決定なし）
- C 本件開示請求書別紙1の3.の1)については、一部開示を行い、不開示部分は法5条6号柱書きに該当すること。同3.の2)については、「行政文書を作成・取得しておらず、保有していないため不開示とした」と説明中に記載（不開示決定なし）

(3) 処分庁の行政文書の特定が極めて不十分であること

しかしながら、このような処分庁の応答は、本件開示請求にかかる対象文

書の特定として極めて不十分である。

ア 対象文書の特定が不十分であること

本件開示請求書別紙２の「P F A S ワーキンググループ準備作業への参加者」と題する一覧表のうち、令和７年６月２３日付府食第４５３号で開示された５回分（別紙３の緑色部分）を除く７回分（別紙３の黄色部分）はそもそも特定がなされていない。しかし、この一覧表は、参議院の国会質問において、川田龍平前参議院議員の質問に応じる形で食品安全委員会が作成し、川田龍平前参議院議員に交付したものである（資料２）。従って、そこに記載された２４回の会合が各日付で開催されたことは疑いのない事実である。そうすると、各会合において、本件開示にかかる資料と同様、何らかの資料が作成されていたものと強く推認されるが、処分庁は、何らの応答もせず、事実上開示を拒んでいる。

また、開示請求書には「下記１）ないし７）に関する一切の記録（録音データ、文書、メールを含むが、これに限らない）」と明記されているにもかかわらず、処分庁はこれに対しても何らの応答をしていない。しかし、開示文書の旅費確認書には、委員の参加形態について「w e b」との記載があり、オンライン開催が行われていたことは明らかである。そうすると、録音または録画データが存在していたことが強く推認されるが、処分庁はこれまた一切の応答をせず、事実上開示を拒絶している。

さらに、開示請求書には「３）準備作業での打ち合わせや討議などの内容を記録したもの」と明記されているにもかかわらず、これに対する応答もない。しかし、既述のとおり、オンライン開催が行われていたことは明らかであるから、少なくとも録音または録画データが存在していると強く推認されるし、各会合における各委員の発言について何らの記録も存在しないということは到底考えられない。

イ 上記B及びCの2)の開示請求に係る文書に対する応答の不備

上記Bのメール及びCの2)の記録については、処分庁は、本件開示決定通知書の「3 不開示とした部分及びその理由」中の説明の中に、「行政文書を作成・取得しておらず、保有していないため、不開示とした」旨記載するのみで、不開示の決定を行っていない。しかしながら、文書が存在である場合も、処分庁は、請求対象文書を開示しない旨の決定をした時は、「開示をしない旨の決定」をしたことを、不開示決定にかかる行政文書を表示したうえで、書面で、請求者に通知しなければならない（法9条2項、2条）（『条解 行政情報関連三法—公文書管理法・行政機関情報公開法・個人情報保護法（第2版）』[弘文堂、2023年]（以下、「条解」という）441頁）。

また、行政文書を保有していない場合は、開示請求に係る行政文書を保有していない理由（例えば、対象文書をそもそも作成・取得していない、〇月〇月に保存期間（〇年）が満了したので廃棄したなど）を具体的に記載しなければならない。平成17年4月28日付け各行政機関官房長・各独立行政法人等宛て総務省行政管理局長通知は、「文書の不存在を理由とする不開示決定については、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄したなど、対象文書が存在していないことの要因についても付記することを徹底すること」と通知している。また、審査会答申例は、「行政文書不存在のため」とする理由の提示について、「一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書が存在しないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成または取得していないのか、あるいは作成または取得した後に、廃棄または亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる」と付言している（平成30年度（行情）401号審査会答申平31・1・28、前掲条解443頁）。

2 結論

このように、処分庁の応答は、極めて不十分であると言わざるを得ず、これを看過することは、国民に行政文書の開示請求権を認めることにより、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の説明責任を全うさせるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する、との情報公開法の目的に大きく背くことに他ならず、許されることではない。

従って、審査会におかれては、法の趣旨を踏まえて、処分庁に対し、開示請求書に記載された対象文書をすべて特定させたいうえで、それぞれに対応する形で、前述の答申・通知・学説が指摘するように理由を明記した開示・不開示の決定を行うよう促すべきである。

第2 審査請求書の趣旨(2)について

1 一部不開示部分に関する法5条5号の不開示事由の非該当性

(1) 処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求にかかる行政文書のうち、「委員が特定される部分及び公にすることについて委員の了解が得られなかった部分は、これを公にすることにより、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、法第5条第5号に該当する」と主張する。

(2) 原処分の誤り

ア 一部開示決定又は一部不開示決定をする場合には、行政手続法8条に基づく理由の提示が必要であることは、既述のとおりである。そして、不開示情報に該当する場合は、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、開示に係る行政文書に記載されているどの情報（またはどのような種類の情報）が不開示情報に該当し、これらを開示するとどのような支障等があり、法5条のいずれの号に該当するかを記載しなければならない。審査会答申令元・10・9（令和元年度（行情）231号）は、「請求の

あった行政文書のうち本件委員会に関する資料については、・・・国の機関の内部における審議、検討に関する情報であり、同条5号に該当することから不開示としました」旨の理由の提示について、「不開示の根拠規定の条項が記載されているのみ」であって「いかなる法人等の情報が記載されているのか不明であり、また、なぜ本件対象文書の全てが国の機関内部における審議、検討に関する情報に該当するのか、開示した場合にどのような支障をおよぼすおそれがあるのかが不明であることから、原処分は、不開示事由に該当すると判断した根拠を具体的に示しているとはいえない」とし、「開示請求者にとって、本件対象文書中のどのような情報がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できないため、審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠く。」と判断している（前掲条解442頁）。

イ 本件決定文書においては、処分庁は、「率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある」と主張するが、これは法5条5号の条文の文言を述べるのみで、前述の答申例と同様に、開示請求者において、本件対象文書中のどのような情報がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知することは困難であるといえる。

したがって、上記審査会答申の理由に準拠すれば、本件開示決定が理由提示の要件を欠くことは明らかである。

よって、本件開示決定は行政手続法8条に反し、取り消されなければならない。

ウ さらに、本件リスク評価はすでに終了し、令和6（2024）年6月25日付で評価書がとりまとめられていることからすれば、委員が特定される部分を公にしたとしても、率直な意見交換が不当に損なわれるというこ

とはもはや起こりえない。

エ その他、不開示事由該当性を裏付ける事実の説明立証されていない。

したがって、法5条5号の不開示事由に該当しないことは明らかである。

2 一部不開示部分に関する法5条6号柱書の不開示事由の非該当性

(1) 処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求にかかる行政文書のうち、「委員が特定される部分及び公にすることについて委員の了解が得られなかった部分は、これを公にすることにより、・・・率直な意見交換が担保されなければ、今後の同種の会議等において参加する委員等が率直な意見の表出を躊躇し、自由闊達な議論に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書に該当する」と主張する。

(2) 原処分の誤り

しかし、本件リスク評価に参加した委員はすべて、日本を代表する科学者であり、最新の科学的知見に基づく意見を述べ議論をするのが職務である以上、委員が特定される部分を明らかにしたとしても、率直な科学的意見交換が行われなくなるということは、およそあり得ない。

実際、公開のワーキンググループでは、公開された議事録には委員名が記され、各自が担当分野について科学的な意見を堂々と述べているのであるから（資料1）、委員が特定される部分を公にすることによって、どのような理由で率直な科学的意見交換が担保されなくなるのか、理解に苦しむ。

また、仮に、委員が特定される部分を明らかにすることによって率直な意見交換が担保されなくなるとしても、そのことにより、なぜ、今後の同種の会議において、率直な意見交換に支障をきたすことになるのか、全く意味不明である。

このように、処分庁は、これらの支障をきたす「おそれ」のあることにつ

いて、なんら合理的な説明をしていない。

したがって、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は認められず、法5条6号柱書の不開示事由に該当しないことは明らかである。

令和 7 年 4 月 9 日 食品安全委員会

PFAS ワーキンググループ 準備作業への参加者

	日付	参加者（専門委員又は専門参考人）
1	2023.4.19	伊藤佐智子、苅田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、澤田典絵、祖父江友孝、龍田希、中山祥嗣、西浜柚季子、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉
2	2023.4.20	石塚真由美、小池英子、渋谷淳、田中徹也、姫野誠一郎、森田健
3	2023.4.21	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
4	2023.5.19	浅見真理、中山祥嗣、姫野誠一郎
5	2023.5.26	浅見真理、石塚真由美、伊藤佐智子、苅田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、渋谷淳、祖父江友孝、龍田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
6	2023.6.15	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
7	2023.6.22	浅見真理、石塚真由美、苅田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、龍田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健
8	2023.7.27	浅見真理、池田敦子、苅田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
9	2023.8.24	浅見真理、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹、吉成浩一
10	2023.9.12	池田敦子、苅田香苗、岸玲子、田中徹也、姫野誠一郎
11	2023.9.13	黒田悦史、龍田希、中山祥嗣、西浜柚季子、福島若葉
12	2023.9.25	黒田悦史、龍田希、中山祥嗣、西浜柚季子、福島若葉
13	2023.9.28	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、苅田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、龍田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健
14	2023.10.10	澤田典絵、祖父江友孝、姫野誠一郎
15	2023.10.18	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、苅田香苗、川村孝、黒田悦史、澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、龍田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
16	2023.10.24	石塚真由美、小池英子、渋谷淳、姫野誠一郎、吉成 浩一

17	2023.10.24	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
18	2023.12.4	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、荻田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、福島若葉、松井徹、吉成浩一
19	2023.12.15	澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、姫野誠一郎
20	2023.12.20	池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
21	2023.12.25	池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
22	2024.1.15	浅見真理、池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
23	2024.4.9	姫野誠一郎
24	2024.4.19	浅見真理、池田敦子、祖父江友孝、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、松井徹

上記色掛けは、審査請求人代理人によるものである。

色の区別は、以下の通りである。

緑色部分 令和7年6月23日付府食第453号によって一部開示

青色部分 本件開示決定により一部開示

黄色部分 応答がない